地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎市(以下、本市という。)と工事請負契約(以下「請負契約」という。)を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設事業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。)が、地域建設業経営強化融資制度(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基くもので、以下「本制度」という。)を利用する場合における、工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

- 第2条 本制度に係る債権の譲渡を承諾する対象工事は、本市が発注した建設工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事は対象としないものとする。
- (1) 川崎市建設工事低入札価格調査取扱要綱第4条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (2) 債務負担行為に関わる工事(ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。)
- (3) 継続費を設定した工事(ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。)
- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。)
- (5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な 事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

- 第3条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 本件請負契約の工事が完成した場合は、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 - (2) 本件請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第51条第1項の出来形部分検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。
- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡 も増減するものとする。

(債権譲受人)

第4条 本制度による債権譲渡の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る債権譲渡人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負事業者(以下、「債権譲渡人」という。)への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

とし、当面の間、株式会社建設経営サービス及びジェイケー事業協同組合とする。

(債権譲渡の承諾申請)

- 第5条 本制度による債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して、次に掲げる書類を当該工事担当課に当該請負契約の出来高(債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあっては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降に提出するものとする(郵送による提出は認めない。)。
 - (1)債権譲渡承諾申請書(様式1) 1通
 - (2) 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通
 - (3) 工事履行報告書(様式2) 1通
 - (4) 発効日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
 - (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により 承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1 通
- 2 前項に定める書類(以下、「提出書類」という。)の提出があった場合において、当該工事の予算 の執行を所管する課(以下「予算執行課」という。)と工事担当課が異なる場合は、工事担当課は速 やかに提出書類を予算執行課に送付するものとする。
- 3 予算執行課は提出書類を受けた場合は、債権譲渡整理簿(様式3)を作成し、管理するものとする。

(債権譲渡の承諾又は不承諾)

- 第6条 予算執行課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するにあたって必要な事項の確認を行うものとする。
- 2 予算執行課は前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式4)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。
- 3 予算執行課は第1項の確認により債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知(様式5) に理由を付して債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。
- 4 第2項及び前項による承諾又は不承諾に係る通知は、提出書類の受領の日から7日以内(閉庁日を除く。)に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、債権譲渡人に連絡するものとする。

(債権譲受人による出来高確認)

- 第7条 本制度における債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資の審査手続き等において出来高確認 が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。
- 2 前項による出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事担当 課に工事出来高確認協力依頼書(様式6)を提出するものとする。
- 3 前項による工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工事担当課は工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを書面又は口頭により承認し、立ち入りに必要な調整を行うものとする。

(融資実行報告)

- 第8条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、 当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書(様式7)を工事担当課に速 やかに提出するものとする。
- 2 前項による融資実行報告書の提出があった場合において、予算執行課と工事担当課が異なる場合

は、工事担当課は当該報告書を速やかに予算執行課に送付するものとする。

(請負代金等の請求)

- 第9条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を本市に請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の請求をすることができない。
- 2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、所定の請求書を提 出するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成23年3月31日までの措置として実施するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月1日から施行し、平成23年3月31日までの措置として実施する ものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年3月1日から施行し、平成24年3月31日までの措置として実施するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、平成25年3月31日までの措置として実施するものとする。

(あて先) 川崎市長

(甲)請負者 住所

商号又は名称

(譲渡人) 代表者名

印

(乙)(譲受人) 住所

商号又は名称

代表者名

印

債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書

(以下「甲」という。)と川崎市との間で 年 月 日に締結された工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、地域建設業経営強化融資制度により (以下「乙」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約約款第6条第1項ただ

し書に規定する承諾を申請します。 乙については、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担 保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第44条に規定するかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し 添えます。

1	件	名						(契約	潘号)
2	履行場	揚所								
3	エ	期	契約日	年	Ξ.	月		日		
			完成期限	年	Ξ.	月		日		
4	請負付	弋金額	金	Р]	ただし、	契約変	更により	増減が生じた場合はその金額による	
5	支払液	斉前払金額	頂 金	P]					
6	支払液	斉部分払額	須 金	F]					
7	債権調	棄渡額	金	Р]	(年	月	日現在見込額)	

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

工 事 履 行 報 告 書

工事	事 名															
工	期			年	,	月	月	\sim			年	月	日			
日	付			年	,	月	日									
月	別	予定	工程)は			爰		%	実施工	程				%	備	考
												差	()		
(記:	載欄)															

債権譲渡整理簿

局部課名

承諾	申請	承諾	工 事 名	請負者	請	 額	承諾調	譲 渡 額	債権譲渡先
番号	年月日	年月日	(工 事 場 所)	(譲渡人)	当初	変更	当初	変更	(譲受人)

文 書 番 号 年 月 日

(甲) 請負人・譲渡人

(乙) 譲受人 様

川崎市長

債 権 譲 渡 承 諾 書

様

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る 工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙 に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第6条第1項ただし書の規定により 承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを 申し添えます。

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約 約款第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、 部分払金及び本件工事請負契約により発生する川崎市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第51条第1項の出来 形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本 件工事請負契約により発生する川崎市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保され なかった金額を控除した額の全額とする。

なお、工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権 譲渡額も増減するものとする。

- 2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではない。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使 を害すべき行為を行わないこと。
- 4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、川 崎市は関与しない。

確定日付欄	 件 名			
	(契約番号)	
	契約年月日	年	月	日

文	書	番	号
	年	月	目

(甲) 請負人・譲渡人 様

(乙) 譲受人 様

川崎市長

債 権 譲 渡 不 承 諾 書

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に 係る工事請負代金債権の譲渡については、次の理由により工事請負契約約款第6条第1項ただし書の 規定による承諾は行いません。

1 件 名 (契約番号)

- 2 契約年月日
- 3 承諾しない理由

(あて先) 川崎市長

(乙)(譲受人) 住所 商号又は名称 代表者名

印

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日に債権譲渡の承諾をいただいた次の工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による債権譲渡人への融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。 つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについてご協力いただけますようお願いいたします。

- 1 件 名 (契約番号)
- 2 債権譲渡人
- 3 現場立入希望日時 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 4 連絡先

(あて先) 川崎市長

(甲)請負者 住所

商号又は名称

(譲渡人) 代表者名

印

(乙) (譲受人) 住所

商号又は名称

代表者名

印

融資実行報告書

甲が川崎市に対して有する下記の工事請負代金債権の譲渡については、 年 月 日に承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日に締結しましたので、甲乙連署のうえ報告します。

よって、「1 譲渡債権の表示」の工事請負代金につきましては、今後は乙の「2 振込口座」に『振込みとなりますので、併せて報告します。

1	譲渡債権の表示
- 1	175 1/2 1 H //E V / / / / / / / / / / / / / / / / /

(1)件名 (契約番号)

(2) 履行場所

(3)工期契約日年月日

完成期限 年 月 日

ただし、契約変更があった場合は、変更後の期限

(4)請負代金額 金 円

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(5) 支払済前払金額 金 円

(6) 支払済部分払額 金 円

(7) 債権譲渡額 金 円(年月月日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

2 振込口座